

## 論点1：養子縁組里親への働きかけ（二重登録）【短期】

## 1. 現状の取組・課題

## 検討の視点：未委託の養子縁組里親登録家庭への委託促進

## 【現状】

- ・養子縁組里親と養育家庭（短期）の二重登録を運用
- ・令和6年6月、長期の委託も可能とする制度に変更
- ・養子縁組里親登録希望者には二重登録について説明しているが、積極的な登録には至っていない

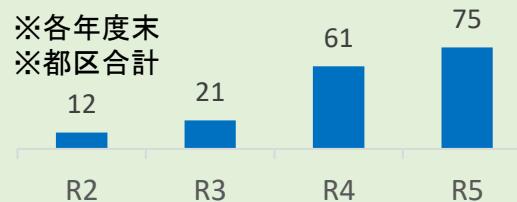
## 【課題】

- ・特別養子縁組の候補児童は限られるため、マッチングに至らない家庭が多く存在
- ・低年齢児を希望する家庭が多く、高年齢児のマッチングが進まない
- ・成人までの期間を考慮し、高齢夫婦へのマッチングは限定的
- ・特別養子縁組は、実親の同意が得にくい

## 2. 主な委員意見

- ・養子縁組里親が、フォースタлинク機関等の支えを得ながら、**一時保護委託を受けるなどの経験**をする中で、養育家庭というステップを考えるきっかけになることもあるのではないか
- ・**フレンドホームのような経験**から始めて、養育家庭の二重登録を進めていくのも、制度運用としてよいのではないか
- ・養子縁組里親と養育家庭とでは、**動機や求められる役割が異なる中で、無理が生じないよう、里親の思いを受け止めて**進めていく運用は必要だが、二重登録について積極的な働きかけを行うことはよいのではないか

## 【参考】二重登録家庭数の推移



## 論点1：養子縁組里親への働きかけ（二重登録）【短期】

### 3. 当面の取組の方向性

- ・以下について、児童相談所やフォースタリング機関と共通認識としていくことを検討
  - 養子縁組里親希望者に対しては、登録時点から、**二重登録を基本として説明**
  - 夫婦共に**一定の年齢**になったら、**二重登録や養育家庭への切り替え**を視野に、里親の意向を**確認**
  - 既に二重登録となっている里親には、里親の年齢等を考慮しながら、**希望年齢等の条件の見直しを働きかける**などし、養育家庭としての受託や、一時保護の受託を促進
  - 二重登録に当たっては、特別養子縁組と養育家庭の**制度・目的の違い**について、**実親との関係など、理解を深められるよう説明**を行うとともに、里親の理解度や考えを十分に確認

### 4. 8年度に向けて引き続き検討を要する論点

- ・フレンドホーム制度の活用等による、里親自身の経験や制度理解を促進するための取組の検討
- ・社会的養護に理解のある里親を増やしていくために必要な取組の検討

【参考】養子縁組里親委託時の里親及び児童の年齢（都分のみ、R5年度末時点）

	夫婦共に 40歳未満	40歳未満と 40歳以上	夫婦共に 40歳代	50歳未満と 50歳以上	夫婦共に 50歳以上	計
1歳未満	8	5	7	1		21
1歳	1	1	5	1		8
2歳			2	1		3
3歳			1	1		2
4歳				1		1
5歳				1		1
6歳			1		1	2
計	9	6	16	6	1	38

## 【参考】養育家庭と特別養子縁組について

### ○養育家庭（里親）

保護者のいない又は保護者に監護させることが不適当な児童の養育を、児童福祉法に基づき一定期間里親に委託する制度

### ○特別養子縁組

養子となる児童の実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ、永続的解決（パーマネンシー保障）としての制度で、家庭裁判所の決定により成立

養育家庭		特別養子縁組
法律上の親子関係にはならない (児童福祉法による委託)	親子関係	法律上の親子関係になる（民法による縁組） (実父母との親族関係は終了し、扶養・相続関係はなくなる)
<行政>児童相談所	実施機関	<行政>児童相談所 <民間>民間養子縁組あっせん機関
0歳～18歳未満 (措置延長の場合、20歳未満)	児童の年齢	原則15歳未満 ※令和2年民法改正により原則6歳未満から引き上げ
委託期間は児童の状況等により設定 委託解除により養育期間は終了する	養育の期限	法律上の親子関係となるため、養育の期限はない 離縁は養子の利益のため特に必要があるときのみ (養親からの請求不可)
里親委託による戸籍上の変更はなし (児童によっては、委託期間中の通称として里親の氏を使用する場合がある)	児童の戸籍	縁組成立後は、父母の氏名として養親の名前が記載され、実親の名前は記載されない (続柄は「長男」「長女」等と記載) (ただし書に「民法817条の2による裁判確定」と記載)

### ○普通養子縁組

戸籍上において養親と共に実親が併記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式

## 論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用【短期】

### 1. 現状の取組・課題

#### 検討の視点：親族等による家庭養育の推進

##### 【現状】

- ・親族里親の要件（共通要件以外）※扶養義務のない親族（おじ・おば等）は養育家庭（親族）
  - 委託児童の扶養義務者及びその配偶者である親族（祖父母等）であること
  - 両親その他監護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったこと
  - 親族里親制度によらない場合、当該親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難
- ・都における要件について、平成28年期（平成29年～30年）の児福審専門部会で審議
  - 世帯の最も収入額が高い者の所得限度額を規定（児童扶養手当の所得制限限度額で設定）

扶養親族等人数	収入額	所得額
0人	約373万円	236万円
1人	約420万円	274万円
2人	約468万円	312万円
3人	約515万円	350万円
4人	約563万円	388万円
5人	約610万円	426万円

##### 【課題】

- ・児童相談所のケースワークの中で、親族里親等の制度の活用について十分に検討されていない（祖父母等が養育する中で、生活困窮の相談を入口として制度に繋がるケースが大半）
- ・要件が厳しく、活用しづらい

## 論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用【短期】

### 2. 主な委員意見

- ・要件等の解釈や他自治体の事例等について、整理、確認が必要ではないか
- ・他国の検証も必要ではないか
- ・親族里親・養育里親（親族）の範囲を広げるのは、実親との関係においても意味がある
- ・親族における養育であっても、他のケース同様に児童の特性や養育の課題は存在しており、そのような家庭の養育を支えるという視点も含め、親族への委託の検討が必要ではないか
- ・親族であっても、児童に一貫して寄り添ってくれる存在であるとは限らないため、「親族である」ということだけでなく、児童にとってのパーマネンシー保障の観点に立ち、適切な委託先を検討をするべき
- ・幅を広げた知人や友人宅等への委託も、養育スキルや社会的養護への理解という点において、里親としての役割を担える存在であるか、また児童の心情についても、慎重に見極める必要がある
- ・児童相談所職員や区市町村などの地域の窓口において、親族里親・養育家庭（親族）への理解が進んでいないのではないか
- ・親族里親制度への関係者の共通理解の下、支援を必要とする家庭を支える制度のひとつとして、少し幅広に運用をしていくことはよいのではないか

## 論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用【短期】

### 3. 当面の取組の方向性

- ・以下について、児童相談所と共通認識としていくことを検討
  - 代替養育が必要な場合、**親族による養育の可能性を優先的に検討**
  - 扶養義務に従い親族が養育を行う場合でも、行政が継続的に関与**することでより適切な養育が期待できる場合もあることから、親族里親制度の活用を積極的に検討
- ・児童相談所職員や区市町村の窓口などの地域の関係機関が、親族里親や親族による養育家庭に対する認識を持ち、理解を深められるよう、**制度周知を徹底**

### 4. 8年度に向けて引き続き検討を要する論点

- ・親族に限らず、知人や地域の関係者等を養育家庭として委託することについて、児童の最善の利益の観点を踏まえた、**制度としての必要性や在り方**の検討
- ・**他自治体等の事例**を踏まえ、親族里親制度について、利用しやすい制度とするための**要件緩和**の検討（収入要件、定義の整理等）
- ・扶養義務者であることを踏まえた上での、**制度利用や措置費水準の在り方**の検討

## 論点3 フレンドホーム制度の積極活用【短期】

### 1. 現状の取組・課題

検討の視点：短期間の家庭生活体験による、児童・家庭双方への養育家庭制度の理解促進・普及

#### 【現状】

- 施設在籍児童を対象に、週末・祝祭日・夏休み・冬休みなど学校の休業期間などを活用して、数日間一般家庭での生活を体験
- 児童の健全な育成に寄与することとあわせて、社会的養護への理解をフレンドホームに促し、養育家庭制度の普及に寄与
- 各施設で申込み、施設長が認めた場合に登録、施設長が対象児童に引き合わせ、交流を開始
- 他府県では「週末里親」「季節里親」等の名称で実施されており、申込先を1か所に集約している例もある

#### 【課題】

- 通常の里親委託では、短期間の委託のために措置変更や一時保護委託の決定を行うのは煩雑
- 各施設では、ケアニーズの高い児童の増加により、候補児童の推薦には慎重に対応
- フレンドホーム制度は、各施設で対応しており、養育家庭制度とは連動していない
- 謝礼金の額は、平成15年度の制度開始時から変わっていない（1日当たり2,300円）

【参考】フレンドホーム登録数（12月末現在）※都全域

	R2	R3	R4	R5
登録家庭数	426	423	414	419

【参考】フレンドホーム実績（延べ利用日数）※都分のみ

	R2	R3	R4	R5
延べ利用日数	861	739	1,172	1,307

## 論点3 フレンドホーム制度の積極活用【短期】

### 2. 主な委員意見

- ・施設とフレンドホームなど、複数の拠点で子供を養育するという新しい養育支援モデルは、相互の強みを生かす取組として重要
- ・現在は各施設での運用となっているため、全体の状況が見えづらい。施設によって活用状況も異なる。全体を集約し、活用をしていけるような仕組みがあってもよいのではないか
- ・フレンドホームの経験をきっかけとして里親になることは、社会的養護の子供への理解や里親としてのイメージも持て、よい流れ
- ・フレンドホームのような形での経験を通じて、周囲の家族や知人等に対しても、里親制度への理解や認知を広げることに繋がることもあるのではないか
- ・課題として、単に謝礼金の低さだけではなく、活動を行う時間が取れないという視点も入れた方がよい。勤務先の休暇制度等、制度を取り巻く環境を含めた変革が必要ではないか
- ・認知度の低さも課題であり、制度周知の取組も必要ではないか
- ・措置変更は、児童にとっても心理的な不安を伴うものであるが、フレンドホームと交流することが、児童が里親家庭へのイメージを持つことにもつながるのでないか
- ・フレンドホームとの交流が措置変更への後押しとなり、その家庭への措置へ移行できることはよいことだが、児童に対して、フレンドホームとの交流の経緯や目的について説明し、児童自身の思いを聞き取る取組が必要ではないか
- ・養育家庭制度とフレンドホーム制度を重ね合わせて考えるのであれば、フォースタリング機関と児童相談所の関与について検討が必要ではないか

## 論点3 フレンドホーム制度の積極活用【短期】

### 3. 当面の取組の方向性

- ・里親等委託の措置費を参考とした、フレンドホームへの**謝礼金の水準**の検討
- ・里親制度説明の機会等に合わせたフレンドホーム制度の周知の実施
- ・施設でのフレンドホーム制度の**運用実態やニーズ・活用状況・効果の把握と課題の確認**

### 4. 8年度に向けて引き続き検討を要する論点

- ・養育家庭に対し、**フレンドホーム登録を促進すること**の検討と課題の確認
- ・フレンドホーム制度の新たな活用・運用方法の方向性等の検討  
▶児童相談所、フォースタリング機関のフレンドホームへの**関与の在り方**等
- ・フレンドホームとして**交流をしている家庭への里親としての委託**について、可否も含めた可能性、**マッチングプロセス**等の検討

## 論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み【短期】

### 1. 現状の取組・課題

#### 検討の視点：児童の年齢に応じた里親等委託の推進

##### 【現状】

- 特に学童期以降の里親等委託率は低く、児童養護施設入所後の措置変更が進んでいない
- 国は、施設への新規の里親支援専門相談員の配置（新規の加算認定）を認めていない

##### 【課題】

- 養育家庭等への措置変更のためのアセスメントが不十分
- 施設入所児童は毎年自立支援計画の見直しを行っているが、里親等委託の検討が可能な児童について、具体的な検討が進んでいないことが多い
- 措置変更後も施設が継続的に関わる仕組みがなければ、支援が分断され、喪失感に繋がる
- 児童本人や親権者には、養育家庭での生活に対する具体的なイメージがなく、同意を得にくい

### 2. 主な委員意見

- 特に**乳幼児については、里親委託優先が原則**であるべきではないか
- 受け皿についても、**社会的養護に理解のある里親を確保**する必要がある
- 措置変更が児童の育ちにおいて必要であるという**アセスメント**が重要
- 児童が措置変更を望まない場合**もある
- 措置変更を考える際の留意点、どうしたらその措置変更を生かしていくか、施設における取組や意見を確認する必要があるのではないか

## 論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み【短期】

### 3. 当面の取組の方向性

- ・措置児童を担当する**児童相談所が養育家庭への委託に対する認識**を持ち、理解を深められるよう、制度周知を徹底
- ・**児童や親権者等の里親制度への理解促進**を図る取組の実施
- ・在籍児童の里親等委託の推進や措置変更後の里親等への支援に係る、**施設の取組との連携**

### 4. 8年度に向けて引き続き検討を要する論点

- ・児童相談所及び施設において、以下に沿って里親等委託を積極的に推進する方針を検討
  - 乳幼児について、家庭復帰以外は養育家庭等への委託を原則とした措置先の検討**
  - 児童本人の意向や時期（タイミング）も十分に考慮した上で、児童の最善の利益の視点に立った措置変更の継続的な検討**
  - 家庭復帰の見通しが立たない児童について、**児童相談所と施設が連携した措置変更の在り方や進め方の検討**
  - 措置変更後の里親への支援体制の在り方の検討**
- ・社会的養護に理解のある里親を増やしていくために必要な取組についての検討【再掲】

## 論点5：大都市特性に合わせた制度運営【中長期】

### 1. 現状の取組・課題

#### 検討の視点：適切な養育環境の確保

##### 【現状】

- ・都における養育家庭の養育環境について、平成28年期の児福審専門部会で審議、基準を設定
  - 面積：「住生活基本計画（全国計画）」（国交省）に定める「最低居住面積水準」による
  - 居室数：東京都が必要と考える目安
- ・ファミリーホームについては、以下の基準を設定
  - 4室24畳以上の居室を有すること
  - 居室1人当たり3畳（4.95m<sup>2</sup>）以上が望ましい（最低基準2畳（3.3m<sup>2</sup>））
- ・必要な環境を整備するための支援を実施
  - 改修等の整備費補助制度（里親：上限100万円、FH：上限800万円、いずれも1回限り）
  - ファミリーホームは、賃借料実費が措置費の対象

##### 【課題】

- ・大都市の住宅事情
- ・「最低居住面積水準」の世帯人数が4人を超える場合の取扱い

## 論点5：大都市特性に合わせた制度運営【中長期】

### 2. 主な委員意見

- ・面積基準は、最低限、現状の基準面積程度の広さは必要ではないか
- ・部屋数は、児童の年齢や性別等に応じた適切な運用ができるのであれば、柔軟な運用があつてもよいのではないか
- ・都心部は特に、部屋数等を満たすのは難しい実情があるが、里親として受け入れる思いを持った方に委託を受けていただけるよう、実際の住宅の事情を加味して検討することは必要ではないか
- ・最低基準は確保しつつ、どういう養育ができるのか、柔軟に勘案することが重要ではないか

### 3. 取組の方向性

- ・面積は、基本的に現行の基準を維持
- ・居室数は目安とし、児童の年齢・性別等に応じた適切な運用ができるかという視点で検討

## 【参考】「住生活基本計画（全国計画）」より最低居住面積水準（抜粋）

2人以上の世帯  $10\text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{ m}^2$

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

2 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

## 【参考】「東京都里親登録基準解説」より

1 面積（住戸専用面積・壁芯）は、以下のとおりとする。

$10\text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{ m}^2$

※ 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。

※ 世帯人数には、児童の委託を想定し、10歳以上の児童を1名加えること。

2 必要居室数の目安（LDK除く）は、以下のとおりとする。

大人→ 人数 × 0.5室（少数点以下切り上げ）

子供→ 6歳以上の子供の人数 × 1室

※ 上記の式により算出される居室数は目安であり、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や、家族構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれる場合はこの限りではない。

### ＜具体例＞

世帯 人数	世帯構成員内訳 <面積水準算出時の値>					最低居住面積水準 (LDK等含む全体面積)	
	大人 <1.0人>	10歳以上 の子供 <1.0人>	6歳以上 10歳未満 <0.75人>	3歳以上 6歳未満 <0.5人>	3歳未満 <0.25人>	$\text{m}^2$	(参考) 畳 $1\text{畳} = 1.65\text{ m}^2$
2	1	1				30	18.2
3	1	2				40	24.2
3	1	1	1			37.5	22.7
3	1	1		1		35	21.2
3	1	1			1	32.5	19.7
3	2	1				40	24.2
4	2	2				50	30.3
4	2	1	1			47.5	28.8
4	2	1		1		45	27.3
4	2	1			1	42.5	25.8
5	2	1	2			55	33.3
5	2	1	1	1		52.5	31.8
5	2	1	1		1	50	30.3
5	2	1		2		50	30.3
5	2	1		1	1	47.5	28.8
5	2	1			2	45	27.3

(参考) 必要居室数の 目安 (LDK除く)
2室
3室
3室
2室
2室
2室
3室
3室
2室
2室
4室
3室
3室
2室
2室
2室

## 論点6 ファミリーホームの設置促進【中長期】

### 1. 現状の取組・課題

#### 検討の視点：ファミリーホームの設置促進による里親等委託率の向上

##### 【現状】

- ・ ファミリーホーム（FH）は、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念（グループホーム（GH）との違い）
- ・ 職員配置の要件は以下のとおり
  - 養育者2名（夫婦）+補助者1名以上
  - 養育にふさわしい家庭環境が確保される場合、養育者1名+補助者2名以上とすることができる
- ・ 養育者は、当該FHに生活の本拠を置き、養育家庭として登録
  - ①里親型（養育家庭移行型）…養育家庭として一定の養育経験が必要
  - ②施設職員型…児童養護施設等職員経験者（3年以上）が独立
  - ③法人型…施設を設置する法人等が、その職員を養育者・補助者として行う（人事異動が想定されていないことが望ましい）

##### 【課題】

- ・ 夫婦であることは必須の要件ではないが、養育者1名（+補助者2名）のFHの実例は限定的
- ・ 法人としては、GHに比べて人事配置等の運営が硬直化
- ・ 職員にとって、公・私両面で社会的養護と関わることによる負担が大きい

## 論点6 ファミリーホームの設置促進【中長期】

### 2. 主な委員意見

- ・職業里親的なファミリーホームを増やしていくことも、一つの方向性として重要
- ・ファミリーホームは、**養育者が養育に専念**できる点、子供たちのアセスメントを丁寧にしながら、**組織の中で多角的に1人の子供を見られる**ところがメリット
- ・施設養護であるグループホームと家庭養護であるファミリーホームを、経済的な面のみをもって比較をすることには違和感がある
- ・職員の配置について、**国の「生活の本拠を置く者に限る」**をどのように解釈をするかによって、ファミリーホームの在り方は大きく変わる
- ・法人型は、**法人としてのサポート**が強み。養育者となる職員を、法人の専門職がどうサポートできるかなど、**工夫や考え方の整理が必要**であり、それができれば、養育者1名と補助者2名という形でも支えを得て、できることは多いのではないか
- ・現在運営されている法人型について、法人としてどのようにサポートをしているか、法人型のメリットや足りないもの、ヒアリングの上でどう支援できるか考えても良いのではないか
- ・法人型の養育者は、住み込んでずっと子供たちと向き合う形になり、今後のキャリアなどにも影響するため、どのような形で次のステップがあるのか、コミュニケーションを取っていく必要がある
- ・施設職員型は東京都ではまだゼロであり、今後、里親型・法人型と併せて、どう考えていくのか検討が必要ではないか
- ・**養育の質の担保が前提**、国基準がある中で、**東京都としてできることは何か**という模索、整理が必要

## 論点6 ファミリーホームの設置促進【中長期】

### 3. 当面の取組の方向性

- ・ファミリーホームの運営体制等に係る**現状と課題の把握**

### 4. 8年度に向けて引き続き検討を要する論点

- ・**人員配置や養育者へのサポート体制、職員の育成**など、安定的な運営を可能とするファミリーホームの在り方の検討
- ・養育者を1人とする場合の「**委託児童の養育にふさわしい家庭環境**」の**定義**の明確化
- ・養育者の**生活の本拠についての考え方**の整理
- ・法人との連携を強化した法人型ファミリーホームの設置促進に向けた検討

## 【参考】ファミリーホームの形態について

※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。(それ以外は補助者)

※養育者2名(配偶者) + 補助者1名、又は養育者1名 + 補助者2名

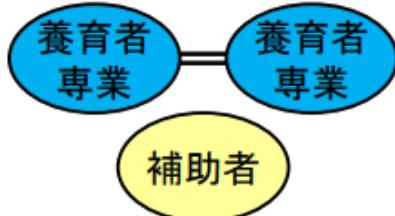
※措置費は、常勤1名分 + 非常勤2名分(児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い)

### 自営型

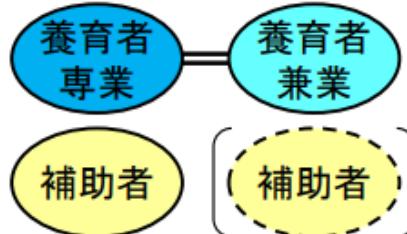
①養育里親の経験者が行うもの

②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの

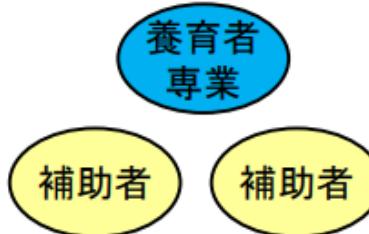
夫婦で小規模住居型児童養育事業を行う場合(いずれも専業)  
補助者1名を非常勤で雇用



夫婦で小規模住居型児童養育事業を行う場合(一方が他の仕事と兼業)  
補助者1~2名を非常勤で雇用



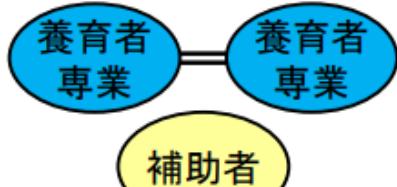
単身で小規模住居型児童養育事業を行う場合  
補助者2名を非常勤で雇用



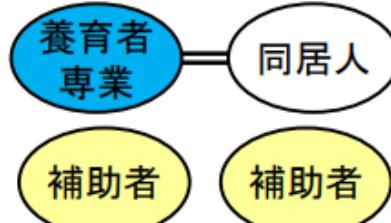
### 法人型

③施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの

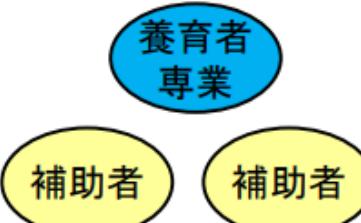
法人が夫婦を雇用して養育者として事業を行う住居に住まわせる場合  
補助者1名を非常勤で雇用



法人が養育者を雇用して事業を行う住居に住まわせる場合(養育者の配偶者は同居人)  
補助者2名を非常勤で雇用



法人が単身の養育者を雇用して事業を行う住居に住まわせる場合  
補助者2名を非常勤で雇用



## 【参考】里親、ファミリーホーム、グループホームの比較

	里親	ファミリーホーム	グループホーム	
			地域小規模 児童養護施設	小規模グループケア の分園型
形態	家庭養護（養育者の家庭に迎え入れて養育を行う）		施設養護（施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする）	
位置づけ	個人	第2種社会福祉事業 (個人又は法人)	第1種社会福祉事業である児童養護施設の 一部（法人形態）	
措置児童数	1～4名	定員5～6名	定員4～6名	定員4～6名
養育の体制	里親 (夫婦又は単身)	養育者2名（夫婦） +補助者1名以上  養育にふさわしい家庭 環境が確保される場合、 養育者1名 +補助者2名以上	常勤2名 +非常勤1名 +小規模かつ地域 分散化加算の 常勤最大3名 (定員6名の場合)	児童数に応じた 4：1等の配置 +小規模ケア加算の 常勤1名 +小規模かつ地域 分散化加算の 常勤最大3名 (定員6名の場合) +管理宿直等加算の 非常勤1名分
措置費	里親手当 90,000円 (児童1人当たり)	上記の人物費に基づく事 務費を委託児童数に応じ て算定（現員払い）	上記の人物費に基づく事務費を児童定員数に 応じて算定（定員払い）	
		賃借による場合は実費を措置費で算定		
		児童の一般生活費（約5万8千円）、各種の教育費、支度費等は、共通		

## 論点7：ファミリーホームへの費用支弁と応諾義務【中長期】

### 1. 現状の取組・課題

検討の視点：養育者の負担に応じた費用支弁によるファミリーホームの設置促進

#### 【現状】

- ・措置費上は、常勤1名分+非常勤2名分の人物費（定員6名の場合）
- ・委託児童数に応じた事務費を算定（現員払い）
- ・一般生活費・教育費・支度費等の単価の考え方はGHと共通

#### 【課題】

- ・職員配置要件と措置費水準の考え方の不一致
- ・定員（暫定定員）払いの施設・GHと比較して、FHは現員払いのため経営上不利

#### 【参考】児童福祉法第34条の7

障害者等相談支援事業、小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第26条第1項第2号、第27条第1項第2号若しくは第3号又は第33条の6第1項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

### 2. 主な委員意見

- ・経済的な支援は充実してきているが、難しい児童の対応も多く、そうした部分の支援が欲しい
- ・費用でどうにかなるもの以外のところが大きい。ケニアーズが高い子供たちも安全に親が養育できるよう、実際の支援につなげるところを拡充することで、より安心して育てられる
- ・できるだけ定員払いにしていくことは、向かっていくべき方向ではないか
- ・4名以内でやっている里親も含めて考えていく必要があるのではないか

## 論点7：ファミリーホームへの費用支弁と応諾義務【中長期】

### 3. 当面の取組の方向性

- ・ファミリーホームの運営体制等に係る現状と課題の把握【再掲】

### 4. 8年度に向けて引き続き検討を要する論点

- ・ファミリーホームの**実情に即した措置費水準**の検討
- ・ファミリーホームへの**支援体制の在り方**の検討

## 【参考】ファミリーホームの措置費について（支弁額の例）

- ・設置の形態 法人型
- ・職員体制 養育者 2名（常勤）、補助者 3名（常勤2、非常勤1）
- ・受託児童 5名（高校生3、中学生1、幼児1）
- ・ホーム建物 賃貸物件

※人員配置による加算等を最大限に活用した例

	単価	人数	支弁額			単価	人数	支弁額	
経常事務費	212,990	5	1,064,950	【都加算】区部	一般生活費（乳児以外）	58,040	5	290,200	【都加算】
民間施設給与等改善費	38,338	5	191,690		生活指導訓練費（未就学児）	1,100	1	1,100	【都単】
職員の増配置加算	706,746	—	649,588	【都単】法人型のみ	生活指導訓練費（中学生）	2,700	1	2,700	【都単】
学習指導加算	8,290	1	8,290		生活指導訓練費（高校生）	5,400	3	16,200	【都単】
賃借費加算	実費	—	495,000	賃借料の実費	学校教育費（中学生）	11,780	1	11,780	【都加算】
ファミリーホーム管理費	109,000	—	0	【都単】	特別育成費（公立高1）	28,330	2	56,660	実費（上限あり）
処遇改善加算（Ⅰ）	6,080	2	12,160		特別育成費（私立高2）	39,540	1	39,540	実費（上限あり）
処遇改善加算（Ⅴ）	6,080	1	6,080		冷暖房費	870	5	4,350	
社会的養護従事者処遇改善加算	10,950	2	21,900		冬期暖房費	2,380	6	14,280	【都単】定員払い
個別対応職員加算（Ⅰ）	627,820	—	627,820		事業費計			436,810	
民改費（個別対応職員分）	113,007	—	113,007						
事務費 計			3,190,485		合計（月額）			3,627,295	

※そのほか通学交通費、学習塾代、教材費、防災対策費等の実費支弁経費あり

## 論点8：里親への費用支弁と応諾義務【中長期】

### 1. 現状の取組・課題

#### 検討の視点：養育者の負担に応じた費用支弁による里親等委託の推進

##### 【現状】

- ・措置費のうち一般生活費については、東京の物価水準等を鑑みて国基準に対して都独自に加算
- ・一時保護需要に応えていくため、一時保護所入所や児童養護施設への一時保護委託以外の取組も重要であり、通学が必要な児童や、アセスメントが終了し行動観察が必要ではない児童など、養育家庭への一時保護委託の方が適している児童も存在

##### 【課題】

- ・都加算を加えた支弁総額は、令和2年度以降同額（令和7年度は別途、物価高騰対策を実施）
- ・養育家庭への一時保護委託が適当な児童について、養育家庭側の受け入れ（準備）体制から、受け入れ困難な状況が存在

### 2. 主な委員意見

- ・子供の年齢に応じた措置費水準を考えてもよいのではないか
- ・家庭養育が必要な子供たちのための里親家庭ということを前提とすれば、**一時保護のための里親という整理をどのように捉えるのか**
- ・一時保護の定額支弁は、他自治体で取り組まれている例があるが、必要となる児童数が圧倒的に違い、**東京都の現状を踏まえた検討**が必要。**里親の疲弊感を支えるところも丁寧にやる必要**があり、**ファミリーホームや施設等経験者の活用**も含め考えてもよいのではないか
- ・一時保護のために常時待機する方には**養育力が求められ、何か担保がないと難しい印象**
- ・**安心・安全・安定**を保てることが条件、丁寧な議論ができるとよい

## 論点8：里親への費用支弁と応諾義務【中長期】

### 3. 当面の取組の方向性

- ・近年の**物価高騰**に応じた一般生活費の水準の検討

### 4. 8年度に向けて引き続き検討を要する論点

- ・**児童の年齢や、ケアニーズの高い児童などの抱える課題等に応じた措置費水準**について、実情を踏まえた検討
- ・**障害のある児童の里親委託**について、現状と課題を把握し、養育家庭への支援体制や専門養育家庭への委託の在り方も含めた検討
- ・里親登録者の中から、一時保護委託を常時受け入れられる里親を選定し、**定額を支弁する他自治体の取組**については、**東京都の実情**も踏まえ、どう考えるか検討

## 【参考】里親の措置費について（支弁額の例）

	養育家庭				専門養育家庭	養子縁組	親族里親
	3歳	小3	中1	高3 (私立)	小6	0歳	高1 (公立)
里親手当	90,000	90,000	90,000	90,000	141,000	—	—
一般生活費	58,310	58,310	58,310	58,310	58,310	66,050	58,310
冷暖房費	870	870	870	870	870	870	870
学校教育費	—	8,560	11,780	—	8,560	—	—
学習指導費加算	—	8,290	8,290	—	8,290	—	—
特別育成費（上限）	—	—	—	39,540	—	—	28,330
生活指導訓練費	1,100	1,400	2,700	5,400	1,500	1,100	5,400
計（月額）	150,280	167,430	171,950	194,120	218,530	68,020	92,910

- ・上記の他、里親からの請求により支弁される項目あり（通学交通費、学習塾、教材費、その他）
- ・親族里親及び養子縁組里親は、里親手当は支弁対象外  
（「養育家庭（親族）」（扶養義務のない親族が里親となる場合）は、里親手当も支弁対象）
- ・別途、R7.4～R7.12 物価高騰対策を実施（最大3,633円／月額）